

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公表番号】特表2010-520219(P2010-520219A)

【公表日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2009-551855(P2009-551855)

【国際特許分類】

A 61 K 35/76 (2006.01)

A 61 P 31/02 (2006.01)

【F I】

A 61 K 35/76

A 61 P 31/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月26日(2011.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動物性製品の衛生化方法であつて：

動物の体の外層に、少なくとも1種の微生物を標的とするファージを適用すること；および、

該外層を動物の体の残りの部分から取ること、
を含む、上記方法。

【請求項2】

前記適用が、前記ファージを含む乾燥組成物及び前記ファージを含む液体組成物のうちの少なくとも1つを該外層に適用することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記適用が、該外層にコーティングを実質的に浸透させることを含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記適用が、加圧下で前記ファージを該外層に適用することを含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記適用が、該外層を動物の体の残りの部分から取る前に、又は該外層を動物の体の残りの部分から取った後に、前記ファージを動物の該外層に適用することを含む、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

前記適用が、該外層を動物の体の残りの部分から取る間に、前記ファージを動物の該外層に適用することを含む、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項7】

前記適用が、該外層の外表面および内表面に前記ファージを適用することを含む、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記適用が、動物の体の残りの部分に前記ファージを適用することをさらに含む、請求

項7に記載の方法。

【請求項9】

該外層を洗浄することまたは衛生化することを含む、請求項1～8のいずれかに記載の方法。

【請求項10】

前記洗浄または衛生化が前記適用の前に行われるか、又は前記洗浄または衛生化が前記適用と同時に実行される、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記洗浄または衛生化が、少なくとも1種の微生物が増殖するための少なくとも1つのリザーバーを該外層から除去することを含む、請求項9に記載の方法。

【請求項12】

前記適用が、該外層を保存する工程の一部として実行される、請求項1～11のいずれかに記載の方法。

【請求項13】

前記適用が、該外層を保存する工程の少なくとも1つの条件に対して耐性を有するようを選択されたファージを適用することを含む、請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記適用が、溶菌性ファージ及び溶原性ファージのうちの少なくとも1つを適用することを含む、請求項1～13のいずれかに記載の方法。

【請求項15】

請求項1～14のいずれかに記載の方法により製造された動物の体の外層。